

令和 7 年

第 2 回定例会

南多摩斎場組合議会会議録第 2 号

10 月 16 日（木曜日） 南多摩斎場待合室 212、213 号室

出席議員（10 名）

1 番 五 間 浩
3 番 白 川 哲 也
5 番 上 杉 ただし
7 番 渡 辺 力
9 番 わたなべ 三 枝

2 番 森 喜 彦
4 番 藤 田 学
6 番 石 山 ひろあき
8 番 田 島 きく子
10 番 伊 藤 あゆみ

出席説明員

管 理 者 石 阪 丈 一
副 管 理 者 阿 部 裕 行
副 管 理 者 古 賀 壮 志
会 計 管 理 者 田 中 隆 志
八 王 子 市
市 民 部 長 中 部 いずみ
町 田 市
市 民 部 長 横 山 法 子
多 摩 市
市 民 経 済 部 長 磯 貝 浩 二
稲 城 市
市 民 部 長 清 水 和 志
日 野 市
環 境 共 生 部 長 川 鍋 孝 史

副 管 理 者 初 宿 和 夫
副 管 理 者 高 橋 勝 浩
監 査 委 員 福 島 基

八 王 子 市
斎 場 霊 園 事 務 所 長 清 水 隆 弘
町 田 市
市 民 総 務 課 長 中 坪 裕 一
多 摩 市
市 民 課 長 松 下 恵 二
稲 城 市
市 民 部 長 蛭 川 功 一
日 野 市
環 境 政 策 課 長 成 澤 綾 子

出席事務局職員

事 務 局 長 中 村 哲 也
主 査 萩 生 田 淳
速 記 士 波 多 野 夏 香

主 査 吉 田 浩 司
主 任 三 森 威 典

10 月 16 日（木）議事日程

午後 2 時開議

- | | | |
|-----|------------|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 2 | 会期の決定 | |
| 第 3 | 諸報告 | |
| 第 4 | 報告第 4 号 | 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 第 5 | 報告第 5 号 | 南多摩斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 6 | 第 6 号議案 | 南多摩斎場組合監査委員の選任につき同意方について |
| 第 7 | 認定第 1 号 | 南多摩斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて |
| 第 8 | 行政報告 | 令和 8 年度（2026 年度）南多摩斎場組合事業運営計画について |

会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

午後2時 開会

○議長（五間浩） これより令和7年（2025年）第2回南多摩斎場組合議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○日程第1
会議録署名議員の指名

○議長（五間浩） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、南多摩斎場組合議会会議規則第43条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

6番 石山ひろあき議員

7番 渡辺 力議員

○日程第2
会期の決定

○議長（五間浩） 日程第2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日とすることに決しました。

○日程第3
諸報告

○議長（五間浩） 日程第3、諸報告。事務局長に諸般の報告をさせます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご報告申し上げます。

令和7年10月2日、管理者から令和7年（2025年）第2回南多摩斎場組合議会定例会を10月16日に招集する旨の告示がなされ、同時に付議される管理者提出の議案4件の送付を受けましたので、議員各位に参集通知と併せてご送付いたしました。

次に、本定例会の招集に伴い、地方自治法第121条

の規定により、管理者に出席要求いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（五間浩） 事務局長の報告は終わりました。

○日程第4

報告第4号 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（五間浩） 日程第4、報告第4号を議題いたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） 報告第4号 南多摩斎場組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましては、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年9月30日に専決処分いたしましたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本条例につきましては、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和7年9月30日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものです。

内容につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、南多摩斎場組合職員に係る仕事と育児の両立支援制度について、より利用しやすい勤務環境を整備するため、所要の改正をするものです。

具体的には、育児に係る両立支援制度等に関する情報提供や制度の利用に関する意向確認などの措置を講ずることなどを明記するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております

ります報告第4号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第4号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。



○日程第5

報告第5号 南多摩斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて

○議長（五間浩） 日程第5、報告第5号を議題といたします。

本件について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） 報告第5号 南多摩斎場組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

本件につきましても、条例の改正時期に当組合議会の招集が困難なため、やむを得ず地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年9月30日に専決処分いたしましたものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

本条例につきましても、管理市である町田市に準拠して定めており、町田市が令和7年9月30日に条例改正を行いましたので、同日、同じ内容で改正したものです。

内容につきましては、地方公務員の育児休業等に関

する法律の改正に伴い、部分休業に関する規定を整備するため所要の改正をするものです。

具体的には、職員の部分休業について、1年につき、10日相当の時間を超えない範囲内の取得に関する規定を追加するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております報告第5号に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

報告第5号を採決いたします。本件は原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。

〔福島監査委員、退室。〕

午後2時7分 休憩

午後2時8分 再開

○議長（五間浩） 再開いたします。



○日程第6

第6号議案 南多摩斎場組合監査委員の選任につき同意方について

○議長（五間浩） 日程第6、第6号議案を議題といたします。

本案について、管理者から提案理由の説明を求めます。

石坂管理者。

○管理者（石坂丈一） それでは、第6号議案 南多摩斎場組合監査委員の選任につき同意方についてご説明申し上げます。

本案は、識見を有する者としてご尽力をいただいております福島基氏の任期が本年11月3日で満了いたし

ますので、再度、選任いたしたく、南多摩斎場組合規約第11条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

詳しくは、事務局長から説明させます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

南多摩斎場組合の監査委員は2名で、そのうち1名は南多摩斎場組合規約第11条第2項の規定により識見を有する者から選出することになっております。また、申合せにより日野市から選出することになっております。

なお、任期につきましては、南多摩斎場組合規約第11条第3項の規定により、令和7年11月4日から4年間でございます。

説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案に対する質疑を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

第6号議案 南多摩斎場組合監査委員の選任につき同意方についてを採決いたします。本案は原案のとおり同意することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意されました。

休憩いたします。

〔福島監査委員、入室。〕

午後2時9分 休憩

—————◇—————◇—————

午後2時10分 再開

○議長（五間浩） 再開いたします。

ただいま監査委員に選任されました福島監査委員から、この際、ご挨拶をお願いいたします。

○監査委員（福島基） ただいま南多摩斎場組合監査委員に選任されました福島でございます。再度、監査

委員を仰せつかるに当たりまして、気持ちが引き締まる思いでございます。

引き続き、渡辺監査委員と共にしっかりと務めさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 福島監査委員のご挨拶は終わりました。

○日程第7

認定第1号 令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定について

○議長（五間浩） 日程第7、認定第1号を議題いたします。

本件について、管理者から説明を求めます。

石阪管理者。

○管理者（石阪丈一） それでは、認定第1号 令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

組合会計の収支につきましては、歳入は予算現額3億2,637万2,000円のところ、決算額は3億2,557万3,334円でございます。

歳出は予算現額3億2,637万2,000円のところ、決算額は3億1,470万9,319円でございます。

この結果、差し引き1,086万4,015円を令和7年度（2025年度）へ繰り越す決算となりました。

なお、火葬件数につきましては、令和5年度より70件多い年間8,447件となりました。令和5年度に比べ0.8%増加し、1日平均では27.88件と0.14件の増、火葬炉の稼働率は99.6%と0.5ポイントの増でございます。

また、式場利用につきましては、年間898件、利用率は99.6%でございます。

詳しくは、事務局長から説明をさせます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご説明申し上げます。

決算書12、13ページの事項別明細書をお開きください。

初めに、歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金1億9,787万8,695円は、組織市からの負担金でございます。

各市の負担内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。

第2款、使用料及び手数料、項の1、使用料、目の1、斎場使用料1億228万7,000円につきましては、組織市外の死亡者の方で12歳以上292体のほか、胎児等9体の火葬室使用料と、式場898件、通夜の待合室196件、霊安室1,527件分の使用料でございます。

令和5年度と比較して、総額で188万円、1.9%の増となっておりますが、これは組織市外住民の火葬室使用料を値上げしたことにより、組織市外住民の火葬件数が大幅に減少したものの、増加したものです。

目の2、総務使用料62万1,082円は、売店使用料、職員等駐車場使用料などでございます。

次のページ、14、15ページをお開きください。

第3款、財産収入9,704円は、職員退職手当基金積立金利子でございます。

第4款、繰越金2,411万5,305円は、令和5年度からの繰越金でございます。

第5款、諸収入66万1,548円は、預金利子と空きビン売却料、売店電気代などの雑入でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

16、17ページをお開きください。

第1款、議会費、項の1、議会費、目の1、議会費でございます。

節の1、報酬212万665円は、組合議員の報酬でございます。

節の9、交際費5,000円は議長の交際費でございます。

節の10、需用費9万8,865円は、議会会議録の印刷製本費などでございます。

節の11、役務費6万8,200円は、議会速記録の筆耕翻訳料でございます。

第2款、総務費、項の1、総務管理費、目の1、一般管理費でございます。

節の1、報酬1,230万8,412円は、正副管理者及び組合採用の会計年度任用職員の報酬でございます。

節の2、給料、節の3、職員手当等、節の4、共済費は、常勤職員4名の人件費などでございます。

節の9、交際費1万5,000円は、管理者の交際費でございます。

節の10、需用費58万6,208円は、事務用消耗品費や印刷製本費などでございます。

次のページ、18、19ページをお開きください。

節の11、役務費31万260円は、電話通話料、郵送料等の通信運搬費、自動車の保険料などでございます。

節の12、委託料781万3,818円は、火葬簿データ電子化業務委託料、公会計業務支援委託料、インターネット予約システム保守点検業務委託料など、事務局業務に係る委託料でございます。

令和5年度と比較して約258万円、49.3%の増となっておりますが、これは事務局内及び火葬場運行のためのシステムをより安定的に運用できるよう、サポート体制の強化を図ったことによる業務システム管理業務委託料の増額などによるものでございます。

節の13、使用料及び賃借料186万8,204円は、防犯カメラや複写機の借上料などでございます。

令和5年度と比較して約89万円、92.4%の増となっておりますが、これは事務室や待合室などで利用しているビジネスホン38台及び主装置の一斉交換による借上料の増額などによるものでございます。

節の18、負担金補助及び交付金9万7,100円は、都市公平委員会負担金でございます。

節の24、積立金67万1,816円は、職員退職手当基金積立金でございます。

同款、項の2、監査委員費、目の1、監査委員費、節の1、報酬30万円は、監査委員の報酬でございます。

次のページ、20、21ページをお開きください。

第3款、衛生費、項の1、保健衛生費、目の1、斎場費でございます。

節の10、需用費1億4,911万5,408円は、火葬業務や式場、待合室の運営に必要な消耗品費、火葬用の灯油などの燃料費、電気料、上下水道料の光熱水費や修繕料でございます。

修繕料につきましては、火葬炉設備長期修繕計画に基づく火葬炉設備修繕や火葬炉台車ブロック交換修繕を行ったほか、斎場施設全体の維持管理に必要な修繕を実施いたしました。

需用費全体では、令和5年度と比較して約2,713万円、22.2%の増となっておりますが、これは火葬炉耐火レンガ全体積替修繕による修繕料の増に加え、電気代の高騰、火葬用灯油の単価上昇及び火葬件数増加に伴う購入量の増加などによる増でございます。

節の11、役務費12万607円は、建物の損害保険料でございます。

令和5年度と比較して約15万円、56.1%の減となっておりますが、これはカーテンクリーニング代の手数

料を総合管理業務委託に含めたことによる減でございます。

節の12、委託料9,152万9,925円は、火葬業務委託料、総合管理業務委託料、庭園管理業務委託料など、斎場全体の運営や維持、管理に係る委託料でございます。

節の13、使用料及び賃借料473万9,064円は、電光表示板等機器やトイレ防臭器などの借上料でございます。

節の17、備品購入費660万円は、霊安室遺体保冷庫4台の購入費でございます。

次のページ、22、23ページをお開きください。

第4款、予備費は使用することがございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

監査委員から決算審査意見書が提出されておりますので、報告をお願いいたします。

福島監査委員。

○監査委員（福島基） 令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員の意見を申し上げます。

令和7年8月20日、南多摩斎場において、渡辺力監査委員と共に決算審査を行いました。

審査に当たりましては、南多摩斎場組合管理者から提出されました決算書及び関係書類に基づき、歳入歳出関係の諸帳簿を照合審査いたしました。その結果、決算計数はいずれも符合しており、誤りのないことを確認いたしました。

さらに、予算の執行につきましては、予算書に定められた目的に従い、適正に執行されていることを認めました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（五間浩） 監査委員の報告は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいま議題となっております議案の質疑を許可します。

5番 上杉ただし議員。

○5番（上杉ただし） それでは、質疑させていただきます。

少子高齢化が進む中で、団塊の世代が全て後期高齢者となり、これからさらなる多死社会へ向かっていくことが様々なメディアなどでも報道されています。多死社会を迎える中で、亡くなってから火葬されるまで

に非常に待たされるという現状については、多摩市議会でも発言がありました。長ければ1週間以上待たされるということもあると、私も伺っているところです。そういった状況の中で質疑をしていきたいと思えます。

まず一番最初に、令和6年度までに南多摩斎場が行ってきた多死社会への対応について伺いをしたいと思います。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） 令和6年度までに南多摩斎場が行ってきた対応についてということのお尋ねですので、お答えいたします。

南多摩斎場におきましては、死亡者等の増加に対応するため、各組織市の課長職の皆様のご協力を得て、南多摩斎場火葬需給計画策定検討会にて検討を行い、2022年に2030年度までの火葬供給体制をまとめました。

この計画に基づいて、2023年度、令和5年度から段階的に火葬件数を増やしております。令和5年度と令和6年度におきましては、それ以前は通年で1日当たり27件であったところを、繁忙期である12月から3月までの期間、1日当たり30件といたしました。これによりまして、期間中、約300件の火葬件数増となりました。

○議長（五間浩） 5番 上杉ただし議員。

○5番（上杉ただし） ありがとうございます。

それで、決算の資料として提出していただいた中で、5ページ、利用時間別利用率についてなんですけれども、これを見ると、令和6年度では、年間を通して全ての時間帯で利用率がほぼ100%となっており、火葬がふくそう状態にあるのではないかと想像できます。南多摩斎場としての見解をお伺いしたいと思います。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） 利用率がほぼ100%になっているということに対する南多摩斎場としての見解についてのお尋ねについて申し上げます。

ご指摘のとおり、利用率は年間を通してほぼ100%の状況で、特に1月、2月は火葬需要が非常に高まり、待ち日数が長くなるという状況がございます。これを緩和するために、火葬件数、言い換えれば、火葬供給能力を増やす必要があると考えております。

○議長（五間浩） 5番 上杉ただし議員。

○5番（上杉ただし） 分かりました。

それでは、これから多死社会になっていくことは最初にも申し上げたんですけれども、南多摩斎場としても火葬能力を高めていくという発言がありました。それで、火葬能力を高めていく上で、例えば火葬炉の増設ということも必要によっては考えていかなければならないと思うんですが、このことに対して、見解をお伺いします。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） これまでに南多摩斎場がやってきた対応にプラスして対策が必要なのではないかという点につきまして、お答えをいたします。次の行政報告で来年の事業運営計画の際に申し上げようと思っておりましたが、ご質疑が出ましたので、今申し上げさせていただきます。

令和8年度、2026年度は、2点変更しようと考えております。

変更点の1つ目は、1日当たりの火葬件数を増やすことでございます。現在は1日当たりの火葬件数が月によって違いますが、4月から10月は1日当たり27件、11月から3月は1日当たり30件としておりますが、来年度からは通年で31件に増やそうと考えております。

変更点の2つ目は、友引日の営業を増やすことでございます。現在は、これは2025年度からということですが、友引日の営業を1月と2月に各2日、合計4日行う予定ですが、令和8年度は大幅に増やしまして、4月と5月、それから、12月から3月までの期間で友引日営業を年間17日といたします。これによって、年間9,394件、今年度と比べて約11%増強できることとなります。

○議長（五間浩） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

認定第1号 令和6年度（2024年度）南多摩斎場組合会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。本件は原案のとおり認定することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり認定されました。

○日程第8

行政報告 令和8年度（2026年度）南多摩斎場組合事業運営計画について

○議長（五間浩） 日程第8、行政報告、令和8年度（2026年度）南多摩斎場組合事業運営計画についてを議題といたします。

本件について、管理者から報告を求めます。

中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） それでは、令和8年度（2026年度）南多摩斎場組合事業運営計画について、ご説明申し上げます。

先ほどの決算認定の際にお答えした内容とできるだけ重複しないように申し上げます。

近年、お亡くなりになる方は年々増加しております。火葬需要もますます増大しております。季節によっては、長い日数、待たなくてはならない状況がございます。

南多摩斎場におきましては、この死亡者数の増加に対応するため、令和5年度から段階的に火葬件数を増やしております。

令和8年度におきましても、次のような変更をすることにいたしました。変更点は2点ございます。

1点目は、現在、1日当たりの火葬件数を月によって27件ないし30件としておりますが、通年で31件に増やします。

2点目は、今年度は友引日の営業が1月と2月に各2日の合計4日としておりますところを、令和8年度は大幅に増やし、4月、5月と12月から3月までの期間で友引日営業を年間17日とします。

以上のことを踏まえて、令和8年度の計画をご説明いたします。

グレーでお示ししているところが令和8年度です。

まず、年間の火葬件数は9,394件といたしました。火葬室稼働日数は318日と、前年度比16日増やします。このことにより、1日当たりの平均火葬室稼働件数は29.5件となります。

次に、表の中段、式場別利用件数でございます。直近1年間の実績や稼働日数から、第一式場につきましては301件、第二、第三式場については316件を見込んで

であります。

式場の下、待合室利用件数につきましては229件を見込んでおります。

一番下にごございます霊安室の利用件数につきましては、1,495件を見込んでおります。

ご説明は以上でございます。

○議長（五間浩） 管理者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの行政報告に対する質疑を許可します。

2番 森喜彦議員。

○2番（森喜彦） それでは、今の計画について何点かお尋ねさせていただきます。

計画で、友引日や1日当たりの稼働件数を増やすということで、プラス11%の対応をしていくということでございましたが、これに対して、友引日も開設するというと、その分だけ職員の勤務日数なども増加していくというふうに考えるんですけれども、職員や委託業者への対応、人件費の考え方についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） 人件費と、委託業者の委託料の件ですけれども、委託業者については、まだ正式な見積りという形ではありませんが、もしこのようになった場合ということで事前にご相談をさせていただいております。

それから、人件費のほうに関しましては、今も職員の数が非常に少ない状態で回しておりますので、昼休みなどにつきましても、かなり逼迫しておりますので、これは来年の当初予算のところでお諮りすることになるかと思いますが、場合によっては会計年度任用職員を増員したいと考えておりますが、それは2月にお願ひするお話だと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（五間浩） 2番 森喜彦議員。

○2番（森喜彦） それでは、また次の議会のときに続きのお話を聞かせていただきたいと思います。

もう1点お尋ねしたいのは、組織外住民への対応です。

この組織外住民については、この数年、件数は少なくなっている傾向だということでもありましたけれども、また、組織の市民の皆さんの利用が多いということも相まって、今年度からは、特に冬においては組織外の方の枠はなくして組織内の市民の方の利用をきちんと確保していくということをお話を伺っております。

した。

一方で、近年、ニュースを目にしたところ、特別区のほうでは特に火葬の料金が非常に高いということで、組織外の方の価格設定については近隣の市の状況ですとか、民間の火葬場の金額などを考慮しながら現状の金額を設定されていると思いますが、やはり特別区のほうの火葬の状況などが逼迫してくると、こちらのほうにもそういったニーズとして出てくるのが考えられるのではないのかなというふうに思っております。

対応件数は、令和7年度において166件のところ、令和8年度においては147件を見込むということで、やや控えめな数字になっておりますけれども、私は、これは逆にニーズが増えていくのではないかというふうに想像しております、その点に関するお考えについてお聞かせいただけたらと思います。

○議長（五間浩） 中村事務局長。

○事務局長（中村哲也） ご指摘のとおり、今年度から一定期間、組織市外の方の受入れをしないということで対応をさせていただくということで、計画のほうも組織市外の方が少なくなると見積もっておるところでございます。

もう1点、23区のほうのお話が出ましたけれども、組織市外の方については、火葬室の使用料が、もう既に8万円頂いている状況の中で、23区の民間の企業が運営している会社のほうと、若干、1万とか2万とかの値段の差はありますが、それがためにわざわざここまで運んでくるのかということ、ちょっと実際やってみないと分からない部分はありますが、そんなに数は多くないと思いますし、逼迫する冬場に関しては、組織市外の方は受け入れないというふうにもう言っておりますので、その件についてはあまりご心配がないと私は考えております。

○議長（五間浩） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五間浩） これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本定例会に付議された案件はすべて議了いたしましたので、会議を閉じたいと思います。

これをもって令和7年（2025年）第2回南多摩斎場組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 五 間 浩

署名議員 石 山 ひ ろ あ き

署名議員 渡 辺 力